

(様式第4号)

上田市市民協働指針検討委員会 会議概要

1 審議会名	第3回上田市市民協働指針検討委員会
2 日時	平成26年12月17日(水)午後1時30分から午後5時10分まで
3 会場	市役所本庁舎 6階 大会議室
4 出席者	佐藤和雄会長、宮尾秀子副会長、北澤良子委員、河野良治委員、竹内充委員 竹田裕美委員、田畑裕康委員、中澤信敏委員、丸山かず子委員、山浦健太郎委員
5 市側出席者	鎌原市民参加・協働推進課長、中村市民参加・協働推進担当係長、 内藤市民参加・協働推進担当主査 庁内検討会委員9人
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	平成27年 月 日

協 議 事 項 等

- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 会議事項(会長進行)
庁内検討会委員の紹介
- (1) 協働指針案の検討についてについて
資料に沿い、事務局から上田市の地域内分権の取組、(仮称)上田市市民協働指針(素々案)について説明
・以降、質疑、意見
- 地域内分権の取組について
(委員) 協働指針は今後、地域内分権にも関わってくると思う。地域内分権に協働指針が入っていくのか、地域内分権に指針を組み込むのか。
(事務局) 指針に地域内分権を組み込むためということではなく、議論の中で出される地域内分権の動きを承知してもらいたい趣旨で説明したもの。参加と協働の大きな取組の一つの手法として地域内分権を進めていく。
- 上田市市民協働指針(素々案)について
(委員) 検討委員会で指針素案を作成した後に、修正が入る余地はあるか。
(事務局) 検討委員会で素案を策定した後、パブリックコメントの意見に基づき、検討委員会でさらに検討していただく予定。
- 【指針の位置付け・目的、協働の定義】
(委員) 目的の部分と誰のための指針なのか明確にしたほうが良い。
(委員) 行政に市民側に歩み寄ってもらう指針の位置付けにしたいが、市民が入らないのはおかしい。主体者は行政と市民両方になるのが良い。
(委員) 松本市の例にならい、行政がどういうルールを持って行動するかを明確にしたほうが良い。
(委員) 1ページ「取り組みを応援し」とあるが、行政は市民の取組を応援しているだけの意味にとられてしまう。
(委員) 協働は対等だからリーダーはいない。出せる資源を出し合って、より効率的にやっていくということ。安全や緊急性等の場面では、行政は市民にやってくれと言われたら、上司がどう言おうがやらなければいけないとしなければ行政はできない。行政に提案するだけでなく、責任も費用ももって一緒に作りましょうというのが協働である。リーダーがいなくても不安定な状態で知恵を出し合いながらやっていく形だと思う。
(委員) 協働は当事者である住民の自主性や自発性が第一条件だと思う。それを高めていくには、行

政の力がないとできない。住民の必要性があって協働は実現するものであり、行政は住民からのアクセスを確保しておくことだと思う。人間らしく生きて、社会をつくるために地域自治の力を高めていくことが大事。

(委員) 協働は強制ではなく、行政からはこういった点について協働しませんか、民間からこういう点について協働しませんか、と働きかけがあった場合に、それをやるならこういうルールがありますという指針を作る必要がある。

(委員) 上田市は自治基本条例に背景が書かれてあるが、指針だけを見ると背景がないから、指針にも背景を書いたほうがよい。

(委員) 自治基本条例の範囲内でしか指針を作りえない。制約感はある。

(委員) 背景を書いたほうが良い理由として、よく分からない人が指針を理解しやすくなることと、見直すときに議論のたたき台になる。

(委員) 自治基本条例には長い前文があるが、あまり羅列するとわかりづらくなる。

(委員) 自治基本条例が作られた後、どう活かされて来たと思うか。

(委員) 市民に自治基本条例が浸透していないから、協働も参画も本来の意味も分からない。条例があるから協働しているのではなく、必要に駆られて協働していると思う。

(委員) 自治基本条例は市民に知られていないが、日本国憲法のように、あることは知っているが深く知らないようなものである。市民が何かやるといったときに保障されるものが自治基本条例で、それがあるとないとは違う。条例は具体的なルールまで決めていない。また、例えば、魅力アップ応援事業では、応募しても不採択となる基準が明確でない。市民が一生懸命にやろうと思っていることは、基本的には受け入れるべきである。行政側が必要性を感じていても、地域協議会委員が必要を感じないから落ちてしまうこともある。応募の書類作りも大変で、職員に事務的なことを一緒にやってもらいたい。一緒に書類作りをすることも参加・協働になると思う。協働のルールは自治基本条例では明確にしていないので、このままでは自治基本条例は活かされない。

(委員) 総合計画策定の前段で、座談会として市民が関わることができたのは自治基本条例があったおかげだと思っている。総合計画審議会の委員以外の市民も関わることができた。職員の意識も変わった部署もあるのではないかと感じている。

(委員) 行政はこれからユニバーサルサービス(事務局註:誰もが等しく受益できる公共的なサービス)ができなくなることを背景として入れていくべきかどうか。

(委員) 協働指針を浸透しやすくするためにはいいと思うが、協働指針はもっと現場寄りの話しになると思う。

(委員) 個別、その場で考えて意思決定をしないといけないのが協働の概念。極端に言えばお金の取り合い、人の取り合いにならないと協働にならないのではないか。

(委員) 松本市の例では、行政の限界をうたいながら、市民自ら解決していくことが書かれている。

(委員) 足かせになっているのはユニバーサルサービスで、一時的なことや狭い所のことまで、みんなすべて決めておくことはできない。一定の基準のもとで柔軟に自分たちの頭で考えて動こう、知恵を出しましょうといったことが協働のイメージ。

(委員) 素々案の1ページで、より具体的な背景はあったほうがいい。主体者は明記されるべき。

(委員) 議会は入れないことでいいか。議会を入れるとしたら、例えば、議会報告会を住民との協働で開く、会派で住民から意見を聞くなどである。

(委員) 長い計画など繰り返されることはしっかり議会で議論してもらい、たまに起こることが協働でやることだと思う。行政と立法は近くでやるということは、三権分立上も好ましくないのでここでは切り分けて入れないほうが良い。

【全体の構成】等

- (委員)「協働推進のための基本方針」では、協働を進めるための具体的な機能みたいなものを含めるべきではないか。情報プラザという言葉は入っているが、まちづくりを協働して進めていくためにはどういう機能があるべきかをうたえばステップアップできるが、どこまで書けるか検討したい。
- (委員)具体的なことを盛り込んだほうがいい。
- (委員)書ける範囲で具体的なことを書いたほうがいい。
- (委員)方針だけでなく、具体的な取組も含めた内容にしてもらいたい。
- (委員)市民活動団体の定義があったほうがいい。
- (委員)地方自治法上では、市民と行政の対等はありません。あくまでも住民主体が基本だが、それをどう解釈するか。
- (事務局)一例の紹介になるが、市民とは、主権者としての市民、事業者としての市民、受益者としての市民に分けられ、主権者としての市民のもとで行政は動いているが、活動主体となる事業者としての市民とは行政は対等の立場として協働する。協働による利益の行き着く先は、受益者としての市民である。こうした考え方もある。
- (委員)人、物、金、情報を握っているのは行政で、実態は対等でないことを認識した上で、良きパートナーとして協働していくべき。
- (委員)主体となる市民は、市の力を借りて育つことが大切である。市民の代表は議会で、市民は議会の動きをチェックしなければならない。
- (委員)権利の主張は、対等でなくてはできない。市民の立場と行政の立場を同じに考えてもらわないと話が進まない。市民は市に隷属するといった弱い立場ではない。意見は対等に言わなければいけない。
- (委員)位置付け、目的のところ、背景の話があったが、4ページの「なぜ協働が必要か」と内容が重複してしまう。
- (委員)全体的な構成はこれでいいと思う。
- (委員)この素々案は良くまとめているが、松本市の構成はとても良くできていて理解し易い。
- (委員)松本市は、市民がどんどん参加し強力な市民活動としている印象。上田市にも、自分から参加して盛り上げていきたいというものがあればいい。
- (委員)市は傍観者でない。市がどういう関わり方をするかという部分が抜けている。
- (委員)10ページの「協働にふさわしい分野」に記載されている具体的な協働の内容は、教育と福祉だけに感じる。「地域全体の合意形成が必要な分野」に、経済の活性化を入れてはどうか。地域格差を生まないようにするには、なにか活性化がないと人口増に結びつかない。次の世代がそこに住まなくなることを防ぐには、仕事がないといけない。教育・福祉を支える経済がないといった話になる。経済という言葉が正しくないなら、地域活性化という言葉でいい。武石地域「せいしゅん村」の例をはじめ、菅平や別所温泉など観光で地域を運営しているところもある。地域を活性化するための協働を推進という意味で指針に含めたらどうか。
- (委員)経済というと利益追求ということになり、協働に入れるのは心配。経済は協働を超える部分ではないか。指針は、上田市全体を見た中身でやっていかないといけない。特例があるとまとまらない。
- (委員)地域の実情に配慮して、推進することが必要な事業という表現にすると、一企業の営利ではなくて、地域の活性化に繋がることをやればいいということは協働に値する。
- (委員)それをやろうとしているのが地域協議会で、地域まちづくり方針に括られていると思う。
- (委員)協働にふさわしい分野を具体的な内容として記載しているが、その中であてはまる、あてはまらないという議論になる可能性はある。
- (委員)「など」と書いてあるので、あまりこだわらなくて良いのではないかと。
- (委員)指針では、ある程度ぼやかしていたほうがいいのかもかもしれない。

- (委員) 素々案はまとまりすぎている。表が多くかえって見づらい部分がある。
(委員) 図を見て、自分なりに解釈してしまうこともある。具体的に文章にしまうと縛られてしまい、活用できなくなることもある。
(委員) 1 ページの図はいらない。

(2) アンケート内容の検討について

資料に沿い、事務局からアンケート内容の検討について説明

- ・以降、質疑、意見

- (委員) アンケートは、この指針のどこにどう反映されるのか。
(事務局) 平成 18 年度に実施したアンケート結果との状況変化と、現状を把握する意図もある。
(委員) 提出期限は早いほうが良い。
(委員) アンケートではなく、素案を示してどう思うかという形ではどうか。
(委員) 団体を絞り、聞き取り調査したらどうか。数が多いと問題が不明瞭になる。
(委員) アンケートのほうが答えやすい。今の段階では、アンケートのほうがいい。協働指針策定に向け検討しているという文面が載っているのので、このアンケートは、次のパブリックコメントに向けて意義がある。
(委員) アンケート内容は全て考え直したほうが良い。この内容のままであれば効果がないので、出さないほうが良い。アンケート結果を指針にどう反映したか問われたときに答えにくい。
(委員) 内容を大きく変えることは困難。アンケートを出すか出さないかの話をすべき。
(委員) アンケートを出すことにより、指針策定をやっているというPRにもなる。
(委員) アンケートは、指針に具体的なことを盛り込むために使えるのではないか。
(会長) 内容の手直しをしてアンケートを実施するというでいいか。1 月中旬までに回収しないと有効に使えない。
(委員) 自治連役員だけでなく、全自治会長を対象としたほうが良い。

(3) その他

資料に沿い、事務局から今後の日程について説明。

- ・以降、質疑、意見

- (委員) 1 月 7 日に内山二郎氏にアドバイザー出席していただくことについて、次回(1 月 7 日)会議に来ていただいても、委員として何を求めるか非常に難しい。先延ばししてほしい。
(事務局) 1 月 30 日に延期できるか確認する。内山二郎氏は、県の協働指針に関わった方で、昨年実施した「協働のまちづくり研修会」の講師。その繋がり依頼する。
(委員) 市民フォーラムは、提言した後にやるということか。意見交換会での意見は、指針に反映されないか。
(事務局) 当初は、意見交換し指針に盛り込む予定だったが、策定の内容を市民に周知する意味で市民フォーラムを開催したらどうかと意見をいただいている。次回再検討することとしたい。

4 その他

- ・なし

5 閉会